

佐山学区自治振興会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、佐山学区自治振興会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は甲賀市佐山コミュニティセンターにおく。

(目的)

第3条 本会は、佐山学区（以下「学区」という。）の住民自らが学区の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって住みよいまちづくりと住民自治の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学区の未来づくりのための計画策定及び見直しに関すること。
- (2) 人権意識の高揚、福祉の推進や健康増進事業に関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関すること。
- (4) 安全安心の住みよいまちづくりに関すること。
- (5) 環境の保全に関すること。
- (6) 学区基本方針の具体化に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) その他、目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 本会の会員は、学区住民とする。

- 2 本会は、年齢、性別や社会的地位等の差別を排除し、会員誰もが平等に参加できるものとする。
- 3 本会は、会員の積極的な参加を促し、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。
- 4 会員は、本会の実施する事業に積極的に参加するものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 4名以内
- (4) 自治振興委員 8名以内
- (5) 専門部部長 2名以内
- (6) 専門部副部長 2名以内
- (7) 監事 2名
- (8) 会計責任者 1名
- (9) 事務局長 1名

(役員の選出)

第7条 役員の選出はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 理事は、当該年度の学区内各区（以下「各区」という。）区長をもって充てる。
- (2) 自治振興委員は、各区から選出された男女各1名の者をもって充てる。
- (3) 専門部正副部長は、各専門部から選出された者をもって充てる。
- (4) 会長、副会長、監事は、理事、自治振興委員及び専門部正副部長での互選により選出し、総会で承認を受ける。
- (5) 会計責任者及び事務局長は、会長が委嘱し、総会で報告する。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事、自治振興委員及び専門部正副部長は、本会の運営及び専門部の事業を統括する。
- (4) 監事は、会計、資産の状況及び事業の執行状況を監査し、総会に報告する。
- (5) 会計責任者は、本会の会計の事務処理にあたる。
- (6) 事務局長は、本会の事務運営及び事務処理にあたる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

2 役員の中で欠員が生じたときは、補欠役員の補充を行うことができる。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

(選出代議員制)

第10条 各区、学区内の諸団体（学区内で活動する公的性格を有する団体。各区内で活動する任意団体含む。以下「各種団体」という。）に代議員を置く。代議員の数は各区3名及び各種団体1名とする。

2 代議員の選出は、各区においては区会員より、各種団体においては各種団体会員より選出する。

3 役員は、代議員になることができない。

4 代議員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

(会議)

第11条 本会の会議は総会、役員会、理事・自治振興員会及び専門部会とする。

(総会)

第12条 総会は選出代議員制をもって構成する最高の議決機関であって、この規約に定める事項のほか、この会の目的を達成するための必要な重要事項を決議する。

2 定期総会は会長の召集により毎年1回以上開催する。

3 臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は代議員の5分の1以上の要求があつたときは、会長の招集により開催する。

4 総会は委任状を認め、委任状数を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。

5 総会には次の役員を置く。

(1) 議長 1名

(2) 書記 1名

(3) 議事録署名人 2名

6 議長は出席代議員の中から会長が指名し、出席代議員の承認により選出する。書記、議事録署名人は出席代議員の中から議長が指名する。

- 7 議長は総会の議事進行を行う。
- 8 書記は総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長、議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。なお、議事録は事務局が保管管理する。
- 9 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 地域づくり計画の策定（案）や見直し（案）の承認
 - (2) 事業計画及び予算（案）の承認
 - (3) 事業報告及び決算の承認
 - (4) 規約の改正
 - (5) 総会で提案された事項

（役員会）

第13条 役員会は、会長が召集し、次の事項を審議し、各専門部会と共に事業を実行する。

- (1) 本会運営の基本事項
- (2) 地域づくり計画の策定及び見直し
- (3) 総会に付議する事項
- (4) 緊急を要する重要事項
- (5) 予算の軽微な変更
- (6) その他の必要な事項

2 役員会の議長は会長が行い、その議事録の作成は事務局長が行う。なお、議事録は事務局が保管管理する。

（理事・自治振興委員会）

第14条 理事・自治振興委員会は、理事及び自治振興委員で構成し、会議は会長が招集する。

- (1) 役員会での協議決定事項に関する素案作成
- (2) 環境整備等事業補助対象事業に関する事項
- (3) その他の必要な事項

（専門部会）

第15条 専門部会は、各区から選出された委員をもって構成し、部員の互選により部長1名と副部長1名を選出する。

- 2 専門部会は部長が招集し、事業の企画、調整、運営及び事業の執行を行う。
- 3 専門部会は、次のとおりとする。
 - (1) 健康福祉部
 - (2) 地域振興部

(会計)

第16条 本会の経費は、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(情報等の公開広報)

第18条 本会の会議等は公開を原則とし、事業計画、事業報告及び予算決算等(会議等に提案されたものを含む。)について会員に広く周知するものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が総会に諮り別に定める。

付 則

この規約は、平成23年6月10日より施行する

この規約は、平成24年5月17日より施行する

この規約は、令和5年5月17日より施行する

この規約は、令和7年4月1日より施行する